

令和元年（2019年）

第4回可児市議会定例会議案

令和元年8月21日

目 次

認定第1号	平成30年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について	1
認定第2号	平成30年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1
認定第3号	平成30年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第4号	平成30年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第5号	平成30年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第6号	平成30年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第7号	平成30年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第8号	平成30年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第9号	平成30年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第10号	平成30年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第11号	平成30年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第12号	平成30年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第13号	平成30年度可児市水道事業会計決算認定について	7
認定第14号	平成30年度可児市下水道事業会計決算認定について	7
議案第44号	令和元年度可児市一般会計補正予算（第3号）について	8
議案第45号	令和元年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	8
議案第46号	令和元年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	9
議案第47号	令和元年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）について	9
議案第48号	可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の制定について	10
議案第49号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	15
議案第50号	可児市職員の給与支給に関する条例及び可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第51号	可児市税条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第52号	可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第53号	可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第54号	可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第55号	可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	33

議案第56号	可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正 する条例の制定について	38
議案第57号	可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	39
議案第58号	土田財産区管理委員の選任について	40
議案第59号	平牧財産区管理委員の選任について	41
議案第60号	大森財産区管理委員の選任について	42
議案第61号	二野財産区管理委員の選任について	43
議案第62号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	44
議案第63号	教育委員会委員の任命について	45
議案第64号	人権擁護委員候補者の推薦について	46
議案第65号	字区域等の変更について	47
議案第66号	中濃地域農業共済事務組合格約の変更について	50
議案第67号	中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について	51
議案第68号	中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議に ついて	52
議案第69号	市道路線の廃止について	53
議案第70号	市道路線の認定について	54
議案第71号	平成30年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	55
議案第72号	平成30年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に ついて	56

認定第1号

平成30年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について

平成30年度可児市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第2号

平成30年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 3 号

平成30年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和元年 8 月 21 日 提出

可児市長 富田 成輝

認定第 4 号

平成30年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和元年 8 月 21 日 提出

可児市長 富田 成輝

認定第5号

平成30年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第6号

平成30年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第7号

平成30年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第8号

平成30年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第9号

平成30年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第10号

平成30年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第11号

平成30年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第12号

平成30年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第13号

平成30年度可児市水道事業会計決算認定について

平成30年度可児市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

認定第14号

平成30年度可児市下水道事業会計決算認定について

平成30年度可児市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第44号

令和元年度可児市一般会計補正予算（第3号）について

令和元年度可児市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第45号

令和元年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第46号

令和元年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和元年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第47号

令和元年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和元年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第48号

可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の制定について

可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、費用弁償、勤務時間その他の勤務条件に関する事項を定めることを目的とする。

(給与その他の給付の種類)

第2条 会計年度任用職員の給与その他の給付は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、期末手当及び費用弁償とし、同項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び旅費とする。

(報酬)

第3条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額又は時間額によるものとし、それぞれ別表第1に定める額とする。

2 報酬を月額で支給されるパートタイム会計年度任用職員（以下「月額支給職員」という。）の勤務1時間あたりの報酬の額は、報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから可児市職員の給与支給に関する規則（昭和42年可児町規則第2号。以下「給与規則」という。）で定める時間を減じたもので除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 パートタイム会計年度任用職員が割り振られた勤務時間に勤務しないときは、有給休暇を除くほか、その勤務しない時間に相当する額の報酬は支給しない。

4 パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給日は、当該職員が勤務した日の属する月の翌月の15日とする。ただし、その日が土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、同法に規定する休日又は日曜日でない日に支給する。

(給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、その職種の区分に応じ、可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号。以下「給与条例」という。）別表第1から別表第3までに掲げる給料表の職務の級1級の給料月額を適用するものとし、次の各号に掲げるその者が適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる号給を超えない範囲内で任命権者が定める。

(1) 給与条例別表第1に掲げる給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員 可児市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年可児町規則第3号。次号において「昇給等規則」という。）別表第6アの試験又は職種欄の区分が大学卒程度である者の初任給の号給

(2) 給与条例別表第2又は別表第3に掲げる給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員 その者の職種区分に応じ、昇給等規則別表第6イ又はウに定める初任給の号給（その者の職種に学歴免許等の区分により複数の初任給の定めがある場合は、最も高い学歴免許等の区分による初任給の号給）

2 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給料の額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから給与規則で定める時間を減じたもので除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給料について準用する。

（通勤に係る費用弁償）

第5条 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償は、給与条例第13条及び給与規則第5条から第14条までの規定の例により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、報酬を時間額で支給されるパートタイム会計年度任用職員（以下「時間額支給職員」という。）の通勤に係る費用弁償の支給額は、別表第2に定める額とする。

（通勤手当）

第6条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当は、給与条例第13条及び給与規則第5条から第14条までの規定の例により支給する。

（時間外勤務に係る報酬）

第7条 パートタイム会計年度任用職員が、所定の勤務時間を超過して勤務した場合は、その超過勤務した時間に応じて、月額支給職員にあっては第3条第2項に規定する勤務1時間あたりの報酬の額、時間額支給職員にあっては同条第1項に規定する報酬の時間額に、次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 常勤職員（可児市職員定数条例（昭和57年可児市条例第22号）第2条第1項に規定する職員。以下同じ。）の勤務時間が割り振られた日（常勤職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次号において同じ。）における7時間30分以内の勤務 100分の100

(2) 常勤職員の勤務時間が割り振られた日における7時間30分を超えた勤務 100分の

(3) 前2号以外の勤務 100分の135

- 2 前項第2号及び第3号に掲げる勤務の時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、月額支給職員にあつては第3条第2項に規定する勤務1時間あたりの報酬の額、時間額支給職員にあつては同条第1項に規定する報酬の時間額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

（時間外勤務手当）

- 第8条 フルタイム会計年度任用職員が、所定の勤務時間を超過して勤務した場合は、給与条例第16条の規定の例により時間外勤務手当を支給する。

（期末手当）

- 第9条 パートタイム会計年度任用職員（週の所定労働時間が常勤職員の勤務時間の4分の3以上と定められている者に限る。）及びフルタイム会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者のうち、任用期間が6箇月以上あり基準日前2箇月以上を引き続き勤務し、かつ、基準日前6箇月以内の期間において15日（年次有給休暇の日数を含む。）以上勤務した月が2箇月以上あり、特に勤務成績が良好と認められるものには、期末手当を支給することができる。

- 2 前項の期末手当の額は、月額支給職員にあつては基準日現在において受けるべき第3条第1項に規定する報酬の額、時間額支給職員にあつては同項に規定する報酬の時間額に1日の所定労働時間を乗じて得た額、フルタイム会計年度任用職員にあつては基準日現在において受けるべき第4条第1項に規定する給料の額に、別表第3の左欄及び中欄の区分に応じて、それぞれ当該右欄に定める月数又は日数を乗じて得た額とする。

- 3 前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者に対して、6月に期末手当を支給する場合においては、当該職員の前会計年度における任用期間（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）を、第1項に規定する任用期間及び基準日前6箇月以内の期間のうちを含めるものとする。

- 4 期末手当の支給日は、給与規則第33条の規定の例による。

（旅費に係る費用弁償）

- 第10条 パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償は、可児市職員の旅費に関する条例（昭和36年可児町条例第9号。以下「旅費条例」という。）の例により支給する。この場合における費用弁償の額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 医師 旅費条例に規定する7級以下3級以上の職務にある者の旅費相当額
- (2) 前号に規定する職種以外の職種 旅費条例に規定する2級以下の職務にある者の旅費相当額

（旅費）

- 第11条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、旅費条例の規定の例

により旅費を支給する。

(給与その他の給付の口座振替による支払)

第12条 会計年度任用職員の給与その他の給付は、当該職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(勤務時間)

第13条 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間（休憩時間を除く。次項において同じ。）は、4週間を超えない期間につき1週間当たり37時間30分以内で任命権者が定める時間とする。

2 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

3 任命権者は、特別な事由があると認めるときは、会計年度任用職員に所定の勤務時間を超えて勤務させることができる。

(休憩時間)

第14条 会計年度任用職員の休憩時間については、任命権者が規則で定める。

(休暇)

第15条 会計年度任用職員の休暇については、任命権者が規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る特例)

2 施行日の前日において、法第17条第1項の規定により任用されている職員で、施行日において会計年度任用職員として任用されることとなったものに対する令和2年6月に支給する期末手当については、第9条第3項の規定中「前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され」とあるのは「前会計年度の末日まで法第17条第1項の規定により任用され」と読み替える。

別表第1（第3条関係）

区分		報酬の額
月額	医師	700,000円以下で任命権者が別に定める額
	その他	280,000円以下で任命権者が別に定める額
時間額		2,500円以下で任命権者が別に定める額

別表第2（第5条関係）

片道通勤距離	支給額（日額）
	円
2キロメートル以上5キロメートル未満	90
5キロメートル以上10キロメートル未満	200
10キロメートル以上15キロメートル未満	340
15キロメートル以上20キロメートル未満	480
20キロメートル以上25キロメートル未満	610
25キロメートル以上30キロメートル未満	750
30キロメートル以上35キロメートル未満	890
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,030
40キロメートル以上45キロメートル未満	1,160
45キロメートル以上50キロメートル未満	1,250
50キロメートル以上55キロメートル未満	1,330
55キロメートル以上60キロメートル未満	1,420
60キロメートル以上	1,500

別表第3（第9条関係）

職員の種別	1箇月の勤務日数が15日以上 の月数	月数又は日数
月額支給職員 フルタイム会計年度任用職員	2箇月	0.3月
	3箇月	0.45月
	4箇月	0.6月
	5箇月	0.8月
	6箇月	1月
	時間額支給職員	2箇月
3箇月		9日
4箇月		12日
5箇月		16日
6箇月		20日

議案第49号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年可児市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)及び(2) (略) (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)及び(5) (略) 3 (略)	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)及び(2) (略) (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)及び(5) (略) 3 (略)
(法第10条第1項に規定する条例で定める職員) 第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	(法第10条第1項に規定する条例で定める職員) 第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）	(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）
(4)及び(5) (略)	(4)及び(5) (略)

(可児市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例)

第2条 可児市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年可児市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

(可児市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 可児市職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和30年可児町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休職の期間)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(休職の期間)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>

--	--

(可児市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 可児市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和30年可児町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の<u>月額</u>の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例(令和元年可児市条例第 号)第8条に規定する時間外勤務に係る報酬の額を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

(可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年可児市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>及び常勤職員のうち臨時的任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市の規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>(臨時的任用職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 常勤職員のうち臨時的任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市の規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>

(可児市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 可児市職員の育児休業等に関する条例(平成14年可児市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p>

<p>第7条 (略)</p> <p>2 給与支給条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第9条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市の規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>2 給与支給条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第9条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市の規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>
--	--

(可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第7条 可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年可児町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第4条 <u>非常勤職員（法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u>及び常勤職員のうち臨時的任用職員の給与については、これらの職員を除く一般職の常勤職員との権衡を考慮し、市の規則で定めるところにより給与を支給するものと</p>	<p>(<u>臨時的任用職員</u>の給与)</p> <p>第4条 常勤職員のうち臨時的任用職員の給与については、これらの職員を除く一般職の常勤職員との権衡を考慮し、市の規則で定めるところにより給与を支給するものとする。</p>

する。

(可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年可児町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)及び常勤職員のうち臨時的任用職員の給与については、<u>可児市職員の給与支給に関する条例(昭和42年可児町条例第15号)第26条の規定を準用する。</u></p>	<p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)<u>の給与については、可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例(令和元年可児市条例第 号)の規定を準用する。</u></p> <p><u>2 常勤職員のうち臨時的任用職員の給与については、可児市職員の給与支給に関する条例(昭和42年可児町条例第15号)第26条の規定を準用する。</u></p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第50号

可児市職員の給与支給に関する条例及び可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の給与支給に関する条例及び可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の給与支給に関する条例及び可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(可児市職員の給与支給に関する条例の一部改正)

第1条 可児市職員の給与支給に関する条例(昭和42年可児町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日(次条及び第21条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び市の規則で定める職員を除く。)についても同様とする。	(期末手当) 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日(次条及び第21条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び市の規則で定める職員を除く。)についても同様とする。
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれ	4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれ

その基準日現在（退職し若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 (略)

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3)及び(4) (略)

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日の属する年度の前年度におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日の属する月の市の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市の規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、

その基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 (略)

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)及び(4) (略)

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日の属する年度の前年度におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日の属する月の市の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市の規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、

任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(非常勤職員等の給与)

第26条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び育児任期付短時間勤務職員を除く。）及び常勤職員のうち臨時的任用職員の給与については、これらの職員を除く一般職の常勤職員との権衡を考慮し、市の規則で定めるところにより給与を支給するものとする。

(休職者の給与)

第27条 (略)

2～5 (略)

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第21条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して

任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(臨時的任用職員の給与)

第26条 常勤職員のうち臨時的任用職員の給与については、これらの職員を除く一般職の常勤職員との権衡を考慮し、市の規則で定めるところにより給与を支給するものとする。

(休職者の給与)

第27条 (略)

2～5 (略)

6 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第21条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規

<p>同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは第21条第1項の規定により市の規則で定める日に、<u>当該各項</u>の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市の規則で定める職員についてはこの限りでない。</p> <p>7 (略)</p>	<p>定により市の規則で定める日に、<u>それぞれ第2項又は第3項の規定の例</u>による額の期末手当を支給することができる。ただし、市の規則で定める職員についてはこの限りでない。</p> <p>7 (略)</p>
---	---

(可児市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 可児市職員の旅費に関する条例(昭和36年可児町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には</u>、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に<u>第4条第3項</u>の規定による旅行命令又は前項の規定による旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消を含む。以下同じ。)又は死亡した場合において、当該旅行のため、既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額で、市の規則で定めるものを</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは</u>、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に<u>次条第3項</u>の規定による旅行命令又は前項の規定による旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消を含む。以下同じ。)又は死亡した場合において、当該旅行のため、既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額で、市の規則で定めるものを</p>

<p>旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる<u>もの</u>が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市の規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>(<u>非常勤職員等の旅費</u>)</p> <p>第26条 <u>非常勤職員及び常勤職員のうち臨時的任用職員の旅費</u>については、市の規則で定めるところにより支給するものとする。</p>	<p>旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる<u>者</u>が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市の規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>(<u>臨時的任用職員の旅費</u>)</p> <p>第26条 <u>常勤職員のうち臨時的任用職員の旅費</u>については、市の規則で定めるところにより支給するものとする。</p>
---	--

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第1条中第26条の改正規定及び第2条中第26条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

議案第51号

可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例の一部を改正する条例

可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第65条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で当該身体障害者、<u>当該身体障害者若しくは精神障害者</u>（以下「<u>身体障害者等</u>」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第65条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「<u>身体障害者等</u>」という。）、<u>身体障害者等</u>のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p> <p>(2) (略)</p>

2～4 (略)

2～4 (略)

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第52号

可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

可児市幼稚園の設置等に関する条例（昭和39年可児町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保育料)</p> <p>第2条 <u>幼稚園の保育料は、幼稚園に在園する幼児（以下「園児」という。）1人につき月額12,300円を上限として園児の扶養義務者の市町村民税の課税の有無、課税の多寡等に応じて規則で定める額を徴収する。</u></p> <p>2 <u>園児が、病気その他特別の事由によって月の全日数を欠席したときは、その月の保育料は徴収しない。</u></p> <p><u>(保育料の減免)</u></p> <p>第3条 <u>市長は、幼児教育の振興を図るため、園児の保護者に対し、災害その他特別の事由があると認めるときは、保育料を減免することができる。</u></p> <p>(預かり保育)</p> <p>第4条 市長は、<u>園児が次の各号のいずれかに該当する場合は、通常の教育時間と</u></p>	<p>(保育料)</p> <p>第2条 <u>幼稚園の保育料の額は、零とする。</u></p> <p>(預かり保育)</p> <p>第3条 市長は、<u>幼稚園に在園する幼児（以下「園児」という。）が次の各号の</u></p>

<p>は別に当該園児を預かる保育（以下「預かり保育」という。）を実施することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 預かり保育の保育料（以下「預かり保育料」という。）は、1人につき30分当たり50円を徴収する。<u>ただし、保育時間に30分未満の端数が生じた場合は、当該端数は30分として計算する。</u></p> <p>(預かり保育料の減免)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(入園の制限)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(退園)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(委任規定)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>	<p>いずれかに該当する場合は、通常の教育時間とは別に当該園児を預かる保育（以下「預かり保育」という。）を実施することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 預かり保育の保育料（以下「預かり保育料」という。）は、1人につき30分当たり50円とし、<u>保育時間に30分未満の端数が生じた場合は、当該端数は30分として計算する。</u></p> <p>(預かり保育料の減免)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(入園の制限)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(退園)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(委任規定)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第2条の規定は、施行日以後の保育の実施に係る保育料について適用し、施行日前の保育の実施に係る保育料については、なお従前の例による。

議案第53号

可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可児市保育所の設置及び管理に関する条例（昭和62年可児市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
区分	月額保育料（円）		区分	月額保育料（円）	
	（略）	3歳以上児		（略）	3歳以上児
保育標準時間		30,300	保育標準時間		0
保育短時間		29,000	保育短時間		0
備考 1及び2（略）			備考 1及び2（略）		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の保育の実施に係る保育料について適用し、施行日以前の保育の実施に係る保育料については、なお従前の例による。

議案第54号

可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

可児市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市印鑑条例の一部を改正する条例

可児市印鑑条例（昭和50年可児町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録をすることができない印鑑)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が、次に掲げるもののうちのいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。</u>）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項の規定によ</p>	<p>(登録をすることができない印鑑)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が、次に掲げるもののうちのいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。</u>）若しくは通称（<u>令第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。</u>）又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項の規定によ</p>

る印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

(4)～(7)

2 (略)

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。）について市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

(2)及び(3)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に記録されている氏名

る印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

(4)～(7)

2 (略)

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。）について市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

(2)及び(3)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に記載されている氏

<p>のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第14条 市長は、印鑑の登録を受けている者が転出（市の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）したこと、死亡したこと、氏名、氏若しくは名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更（変更したことに伴い第5条の規定により登録することができないときに限る。）したこと又は外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第14条 市長は、印鑑の登録を受けている者が転出（市の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）したこと、死亡したこと、氏名、氏 <u>（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）</u>若しくは名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更（変更したことに伴い第5条の規定により登録することができないときに限る。）したこと又は外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>
---	---

附 則
この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第55号

可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年可児市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（車線等）</p> <p>第4条 車道（副道、停車帯その他道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号。以下「施行規則」という。）第2条各号に規定する部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p>	<p>（車線等）</p> <p>第4条 車道（副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号。以下「施行規則」という。）第2条各号に規定する部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとするこ</p>

(副道)

第6条 (略)

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(停車帯)

第8条 (略)

とができる。

(副道)

第6条 (略)

2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(停車帯)

第8条 (略)

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるもの

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 (略)

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路

とする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 (略)

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路

(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことがで

(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によ

<p>きる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>	<p>らないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、<u>第8条の2第3項</u>、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例の
制定について

可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和元年 8 月 21 日 提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例

可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例（平成 2 年可児市条例第 26 号）の一
部を次のように改正する。

改 正 前		改 正 後	
(分担金の額)		(分担金の額)	
第 3 条 分担金の額は、次の表に掲げると おりとする。		第 3 条 分担金の額は、次の表に掲げると おりとする。	
区分	分担金の額	区分	分担金の額
(略)		(略)	
特定環境保全公共 下水道（久々利処 理区）	1 世帯又は 1 単位当たり 200,000 円（単位について は、 <u>日本工業規格</u> 「建築物の用途別によるし尿浄化 槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」によ る 10 人までを 1 単位とし、11 人目からは 10 人までを 増すごとに 1 単位を加えるものとする。）	特定環境保全公共 下水道（久々利処 理区）	1 世帯又は 1 単位当たり 200,000 円（単位について は、 <u>日本産業規格</u> 「建築物の用途別によるし尿浄化 槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」によ る 10 人までを 1 単位とし、11 人目からは 10 人までを 増すごとに 1 単位を加えるものとする。）
(略)		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号

可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和57年可児市条例第28
号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第6条の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、<u>前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</u></p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、<u>前条第1号に該当するに至ったときは、その身分を失う。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第58号

土田財産区管理委員の選任について

次の者を土田財産区管理委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏名	住所
岩田 和廣	可児市土田5111番地
大澤 健次	可児市土田4091番地3
大島 年男	可児市土田2547番地35
曾我 豊治	可児市土田4267番地78
長瀬 浩	可児市土田316番地1
丸山 寿人	可児市土田2548番地286
三宅 秀行	可児市土田4678番地1

議案第59号

平牧財産区管理委員の選任について

次の者を平牧財産区管理委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏名	住所
伊藤 文和	可児市大森1442番地
井上 貞夫	可児市羽崎222番地
奥村 実	可児市二野2454番地 9
可児 敏彦	可児市二野1751番地 1
續木 芳朗	可児市大森63番地 5
寺澤 和彦	可児市羽崎1231番地
古山 健二	可児市大森747番地

議案第60号

大森財産区管理委員の選任について

次の者を大森財産区管理委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
伊藤 卓	可児市大森1475番地
大谷 武彦	可児市大森1283番地17
肥田 豊	可児市大森127番地 1
古山 一樹	可児市大森1061番地
渡辺 英二	可児市大森2676番地
渡邊 和照	可児市大森2318番地 4
渡邊 英史	可児市大森2307番地 1

議案第61号

二野財産区管理委員の選任について

次の者を二野財産区管理委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
加知 博之	可児市二野2454番地 1
可児 聡文	可児市二野1730番地 2
澤口 晴男	可児市二野1707番地 1
鈴木 勝教	可児市二野2466番地 1
早川 康弘	可児市二野1767番地 2
藤掛 浩伸	可児市二野2254番地
三宅 清隆	可児市二野1798番地

議案第62号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を可児市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
星野 廣典	可児市久々利1679番地6

議案第63号

教育委員会委員の任命について

次の者を可児市教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
小栗 照代	可児市久々利1877番地1

議案第64号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
萩野 伊久雄	可児市広見912番地19
三好 英隆	可児市西帷子923番地
堀井 玲子	可児市桜ヶ丘七丁目132番地
若宮 修司	可児市今渡1556番地 3

議案第65号

字区域等の変更について

本市の字の区域等を次のとおり変更する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

	字	地 番
下恵土	針満	197の3、199の1、199の5、199の7から199の9まで、200の1、200の4、200の6、201の1、201の4、201の6から201の9まで、202の1、202の4、203の1、203の3、203の4、203の7から203の9まで、204の1から204の25まで、204の27、204の29、205の5、205の7から205の9まで、206の1、206の3から206の6まで、206の8、209、211の1から211の5まで、212の1から212の3まで、213の1から213の4まで、213の7から213の9まで、214、215の1から215の11まで、216の3、217の3、218の3、218の5、218の6、219の2、219の3、219の5、219の6、219の9、224の1、224の3から224の9まで、225の1から225の7まで、225の9から225の15まで、226、226の2、226の3、227の1から227の7まで、228の1から228の6まで、228の11、228の13から228の18まで、230の1から230の5まで、231の1から231の7まで、232の2、232の3、233の1から233の3まで、234の1から234の7まで、234の9、234の11、235の1から235の6まで、236の1から236の5まで、237の1から237の5まで、238の1から238の4まで、239の1、239の2、240の1、240の2、241の1から241の8まで、242の1から242の7まで、243の1から243の7まで、244の1から244の19まで、245の1、245の5から245の7まで、246の1、246の3、246の5、246の6、246の8から246の12まで、247の1から247の3まで、248の1、248の2、248の4、248の7から248の10まで、249の1、249の4、249の7、249の8、250の4、251の4、5000
	前田	1188の6、1188の7の一部、1188の9、1188の15から1188の17まで、1189の4の一部、1189の6、1190の1、1190の3、1190の4、1191の1、1191の2、1192の1、1192の4、1193の1、1193の4、1194の1、1194の4、1194の5、1223の7の一部、1223の8、1223の9の一部、1224の1、1224の5、1224の6、1225の1、1225の4、1225の5、1257の1、1257の4の一部、1276の8の一部

	島畑	1299の3の一部、1313の3、1313の4、1313の5の一部、1315の1から1315の4まで、1316の2、1317の1、1317の2、1317の3の一部、1317の4の一部、1317の5、1318、1319の1、1319の3、1320の2の一部、1320の6の一部、1320の7の一部、1320の9の一部、1328の4の一部、1328の14の一部、1328の23の一部
	町田	5001、5003の1、5004、5005、5006の1から5006の4まで、5007から5009まで、5010の1の一部、5010の2、5012の一部、5069の一部、5070の1の一部、5070の2の一部、5071の1から5071の4まで、5072、5073の1、5073の2、5073の5、5073の6、5073の8から5073の10まで、5074の1、5075の1から5075の3まで、5076から5080まで
以上の土地及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部を下恵土一丁目に変更する。		
下恵土	前田	1223の7の一部、1223の9の一部、1257の4の一部、1276の5、1276の8の一部、1276の9、1287の2の一部、1287の3の一部、1288の2の一部、1288の3の一部
	島畑	1299の3の一部、1299の4、1299の5、1313の5の一部、1317の3の一部、1317の4の一部、1317の6、1320の1、1320の2の一部、1320の3、1320の5、1320の6の一部、1320の7の一部、1320の9の一部、1321の1から1321の3まで、1322の1から1322の3まで、1322の5、1322の7、1324の1、1324の3、1327の3から1327の8まで、1327の13、1327の16から1327の18まで、1328の1、1328の2、1328の4の一部、1328の5から1328の13まで、1328の14の一部、1328の15、1328の17、1328の19から1328の22まで、1328の23の一部、1328の24、1328の25、1329の1から1329の3まで、1330の1、1330の4、1330の5、1330の7、1330の8、1337、1338、1339の1から1339の4まで、1340の1から1340の6まで、1341の1、1341の3、1341の4、1345の1、1345の11、1346の1、1346の2、1346の5、1346の8、1346の9、1346の11から1346の15まで、1348の5、1349の5、1349の11の一部、1349の12、1349の14、1349の16の一部、1349の20、1349の22、1349の24、1349の30の一部、1349の32、1349の33、1349の37から1349の41まで、1349の48、1349の49、1349の53から1349の57まで、1349の60、1349の62の一部、1349の63、1349の64の一部、1349の67、1349の71から1349の73まで、1349の76、1349の78、1349の79、1349の81から1349の95まで、1362、1362の2、1363の2、1365の3、1365の4、1366の2、1366の3、1367、1368の一部、1368の2の一部、1369の2の一部、1369の3の一部、1370の2の一部
	町田	5010の1の一部、5012の一部、5014、5015、5016の1から5016の3まで、5017の1から5017の4まで、5018、5021の1から5021の3まで、5022の1から5022の3まで、5023の1、5023の3から5023の6まで、5025の1から5025の10まで、5026の1、5026の2、5027、5032、5033

		の1、5033の2、5034から5036まで、5037の1から5037の3まで、5040の1、5040の2、5041から5043まで、5044の1、5044の2、5045の1から5045の3まで、5046、5048、5049、5050の1、5050の2、5051の1、5051の2、5054の1から5054の6まで、5055の1、5055の2、5056の1、5056の2、5057の1、5057の2、5058の1、5058の2、5059の1、5059の2、5060、5061の1、5061の2、5062の1から5062の6まで、5063の1から5063の3まで、5064の1から5064の3まで、5065、5066、5068、5069の一部、5070の1の一部、5070の2の一部
以上の土地及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部を下恵土二丁目に変更する。		
下恵土	前田	1185の6、1185の8、1185の9、1186の6、1186の7、1188の7の一部、1189の4の一部、1283の2、1283の9から1283の22まで、1285の1、1285の3、1285の4、1286の1、1286の3、1286の4、1287の1、1287の2の一部、1287の3の一部、1287の4、1288の1、1288の2の一部、1288の3の一部、1288の4
	島畑	1349の11の一部、1349の16の一部、1349の17、1349の18、1349の30の一部、1349の31、1349の61、1349の62の一部、1349の64の一部、1368の一部、1368の2の一部、1369の1、1369の2の一部、1369の3の一部、1370の1、1370の2の一部、1371の1から1371の3まで、1372の1、1372の2、1372の4、1373の3から1373の9まで、1375の1、1375の2、1375の4、1376の2から1376の4まで、1377の3、1377の4
	豊田	5301、5303の1、5303の2、5304の1、5304の2、5305の1、5305の2
以上の土地及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部を下恵土に変更する。		

(令和元年8月5日調査)

議案第66号

中濃地域農業共済事務組合同規約の変更について

中濃地域農業共済事務組合同規約を次のとおり変更する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約

中濃地域農業共済事務組合同規約（平成9年4月1日岐阜県指令武総第2号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（解散した場合の事務の承継）

第15条 組合が解散した場合には、関市が事務を承継する。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議案第67号

中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、中濃地域農業共済事務組合を解散することについて、下記のとおり構成団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 解散の期日

令和2年3月31日をもって解散するものとする。

2 解散の理由

農業共済事業のより一層の効率化、合理化を目指して、令和2年4月1日に県下全域を対象とした農業共済組合を設立するため、中濃地域農業共済事務組合を解散しようとするものである。

3 事業の譲渡

解散に伴い、中濃地域農業共済事務組合農業共済条例に基づき行っている残存する共済事業の全部を岐阜県農業共済組合に譲り渡すものとする。

議案第68号

中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、中濃地域農業共済事務組合の解散に伴い下記のとおり財産を処分することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

中濃地域農業共済事務組合を解散することに伴い、同組合の財産をすべて岐阜県農業共済組合へ帰属させるものとする。

議案第69号

市道路線の廃止について

市道の路線を次のとおり廃止する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
2286号線	可児市大森字鳩討	
	可児市大森字鳩討	

議案第70号

市道路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

記

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
2499号線	可児市大森字奥洞	
	可児市二野字鍋煎	

議案第71号

平成30年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金455,946,743円のうち388,915,314円を
資本金に組入れ、67,031,429円を建設改良積立金に積立てる。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝

議案第72号

平成30年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金1,075,628,697円のうち547,682,975円を資本金に組入れ、527,945,722円を減債積立金に積立てる。

令和元年8月21日提出

可児市長 富田 成輝